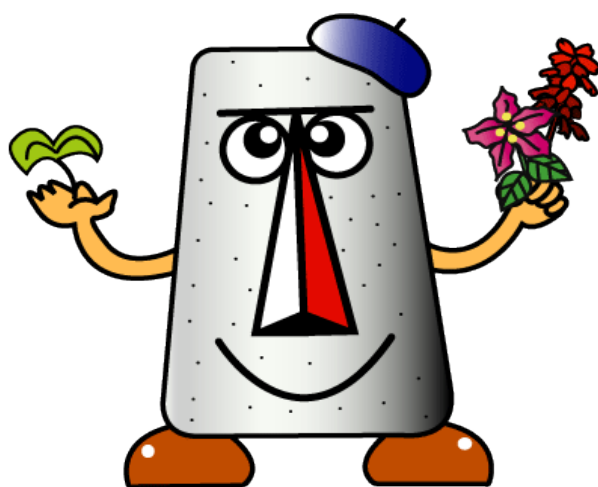


宇部市母子保健指針



宇部市イメージキャラクター
チョコクン

平成 27 年(2015 年)6 月
宇部市

目次

第1章 指針の策定にあたって

1 指針の趣旨	1
2 指針の方向性	2
3 指針の位置づけ	3
4 指針の期間	4

第2章 母子保健を取り巻く社会の動向

1 人口と少子化の動向	5
2 世帯等の動向	8
3 母子の健康状況	11
4 母子保健サービス提供状況	18

第3章 全体目標と重点施策

1 全体目標（目指す姿）	24
2 課題と施策	25
3 5年後を見据えた重点施策	26
4 指針の体系図	28

第4章 目標を実現するための施策

施策1 安全な妊娠・出産・産後への支援	30
施策2 子どもの健やかな成長発達への支援	32
施策3 思春期からの健康づくりへの支援	36
施策4 歯・口腔の健康づくりと食育の推進	38
施策5 小児医療の充実	39

巻末資料

宇部市の母子保健体系（妊娠時～就学時）	40
---------------------	----

第1章 指針の策定にあたって

1 指針の趣旨

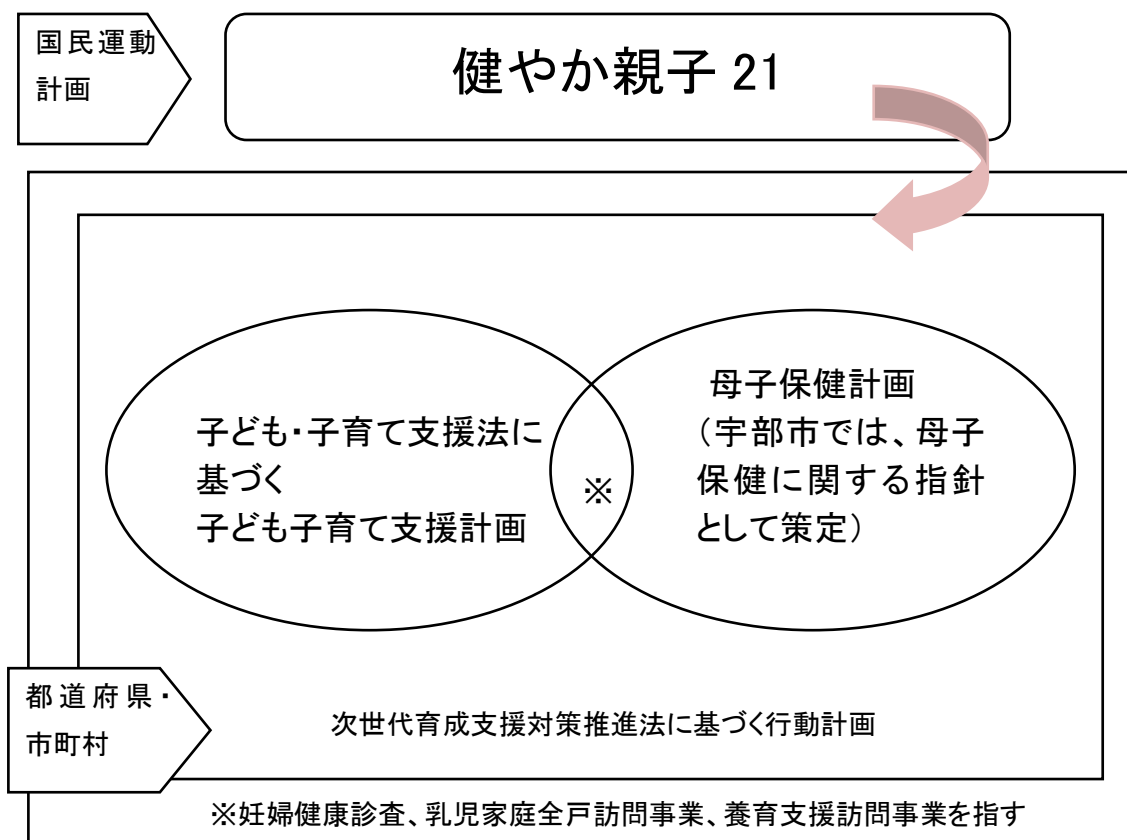
本市では、母子保健計画を平成9年3月に策定した後、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に策定した「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援行動計画）」に母子保健計画を組み込み、子育ての悩みや不安の解消、子育てに喜びを感じることができる取り組みを推進することにより、次世代を担う子どもたちが健康でのびのびと育つことができる環境整備と保護者の子育て意識の高揚を図ってきました。

平成27年3月、「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援行動計画）」の成果を引き継ぎつつ、今後さらに、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための新たな計画として「子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

母子保健の分野においても、この計画と一体的に策定し、さらに効果的で具体的な対策を推進していくために、宇部市母子保健指針を策定しました。

本指針では、国の「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本とし、母子保健の現状と課題を明らかにするとともに、施策の体系と方向性を示し、本市の母子保健事業の取り組みについて示します。

【図1 各計画(指針)の位置づけ】



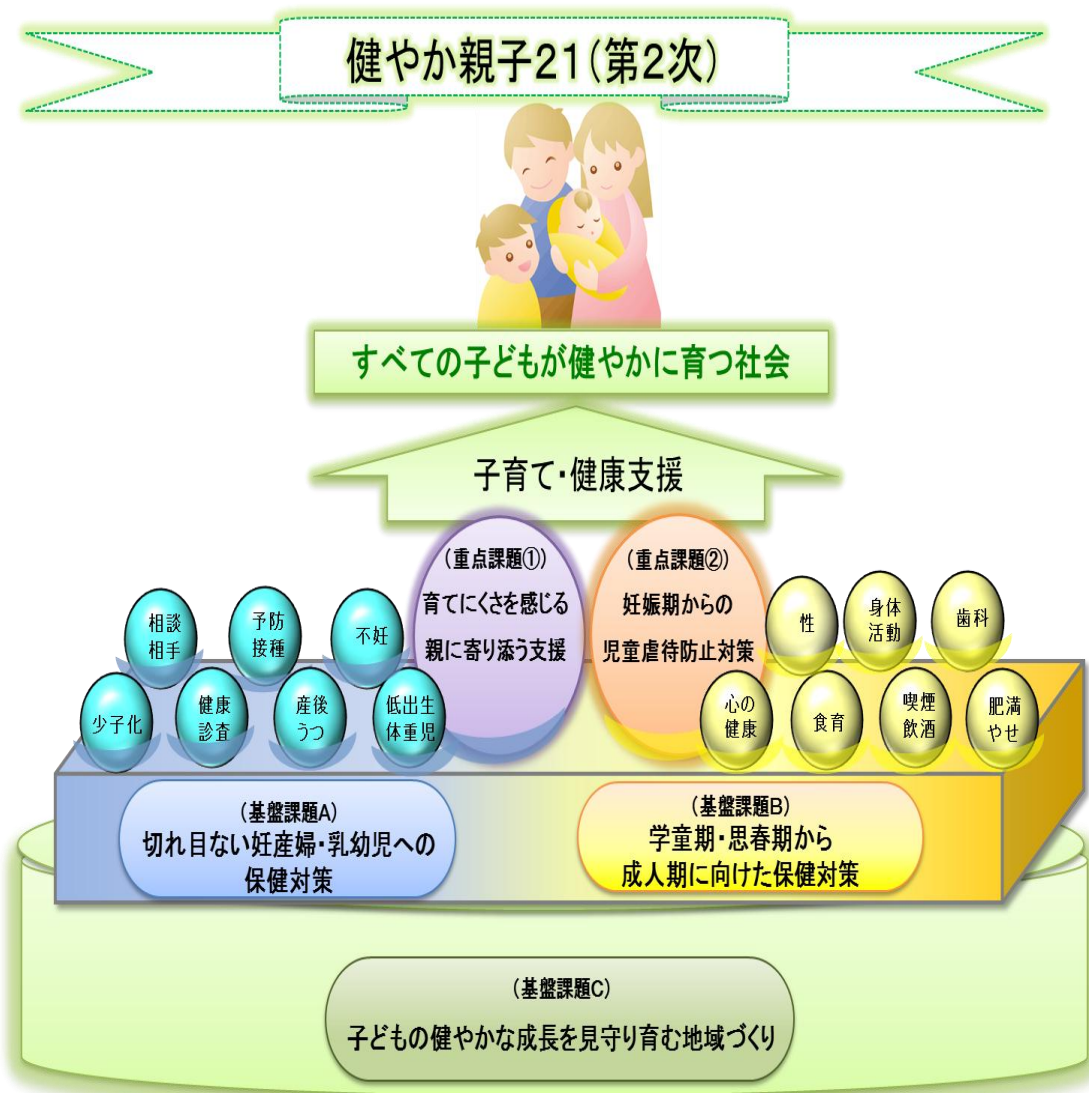
2 指針の方向性

「健やか親子 21(第2次)」は、母子保健の健康水準を向上させるための様々な取り組みをみんなで推進する国民計画です。母子保健はすべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子どもたちを育てるための基盤となります。

平成 27 年からは、現状の課題を踏まえ、新たな計画期間(～平成 36 年度)が始まります。

本市では、この「健やか親子 21(第2次)」の方向性に合わせるとともに、「健やか親子 21(第2次)」で掲げられた課題の見直しと現在の母子保健を取り巻く環境を踏まえ、今後 5 年間の母子保健施策について、この指針で方向性を明らかにし、事業を円滑に進めていきます。

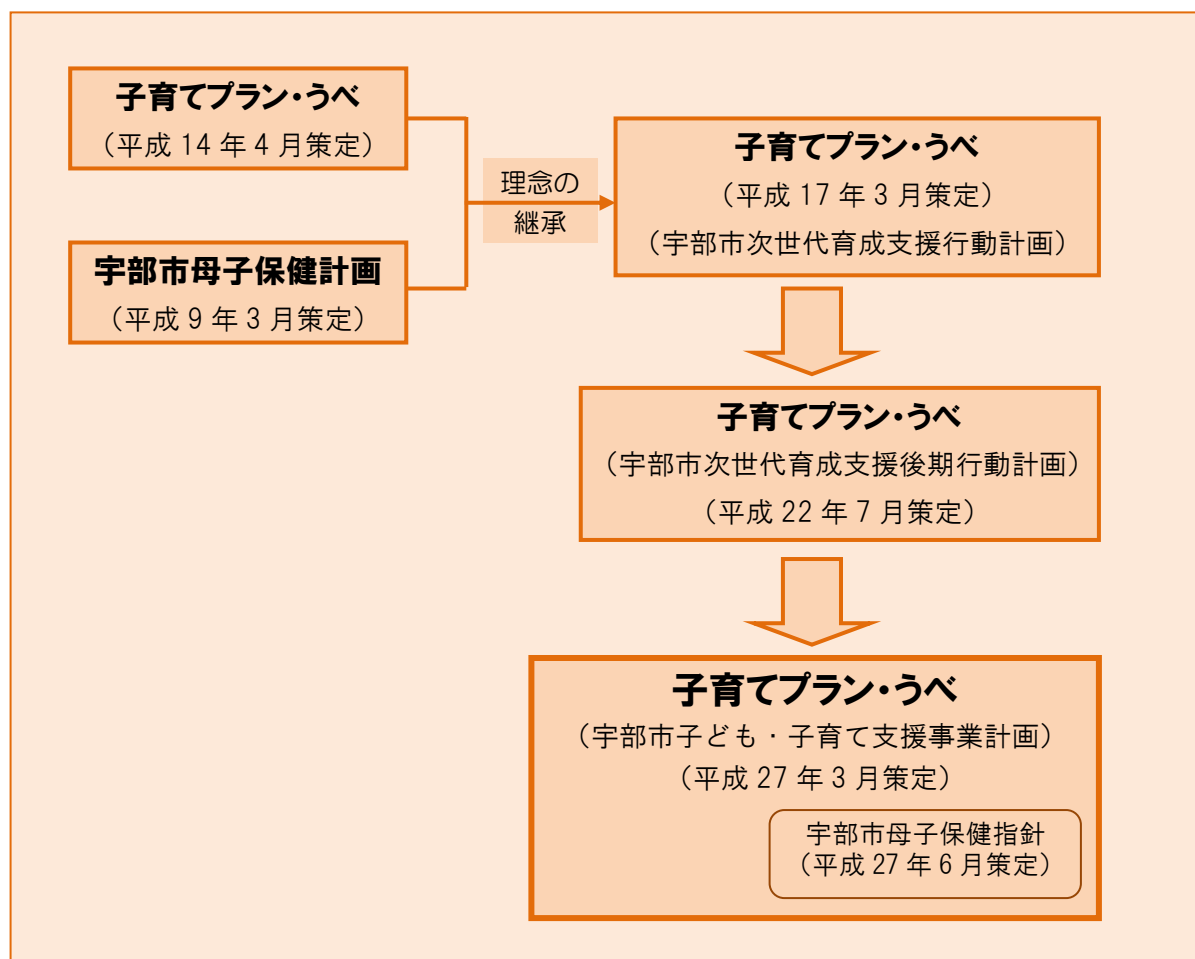
【図 2 健やか親子21(第2次)重点課題と体系図】



3 指針の位置づけ

本指針は、「健やか親子 21(第2次)」や宇部市健康づくり推進条例に基づき、子育てプランうべ（宇部市子ども・子育て支援計画）と一体化して策定したものを、母子保健計画策定指針の趣旨に基づき、母子保健分野について取り出したものを示しています。

【図3 計画の位置づけ】



4 指針の期間

本指針の期間は、「子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）」に伴って平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を 1 期とします。

【表1 指針の期間】

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
子育てプラン・うべ (宇部市次世代育成支援後期行動計画)														
					子育てプラン・うべ (宇部市子ども・ 子育て支援事業計画 1 期) 平成 27 年 3 月策定 ※ 宇部市母子保健指針 平成 27 年 6 月策定									
										子育てプラン・うべ (宇部市子ども・子育て 支援事業計画 2 期)				

第2章 母子保健を取り巻く社会の動向

1 人口と少子化の動向

(1) 市勢

本市は、本州西端の山口県南西部に位置し、気候は温暖で、雨が比較的少ない典型的な瀬戸内式気候です。市街地近くに山口宇部空港があり、山陽自動車道が市の中央部を横断し、重要港湾である宇部港といった陸海空の交通基盤が整備されています。

産業は、明治期以降の石炭産業の振興により発展し、その後近代的な工業都市へと転換、瀬戸内有数の臨海工業地帯となっています。その急激な工業化において、昭和20年代から30年代に生じたばいじん降下による大気汚染などの公害問題に対しては、産官学民一体となった「宇部方式」により環境改善を図りました。この取り組みは、産業発展と市民に福祉の調和を目指す先進的事例としてその功績が高く評価され、平成9年に国連環境計画(UNEP)から「グローバル500賞」を受賞しました。

また、化学工業の発展により高等工業学校を誘致したことを契機に、多くの高等教育機関を有しており、現在も県下有数の学生数を誇っています。

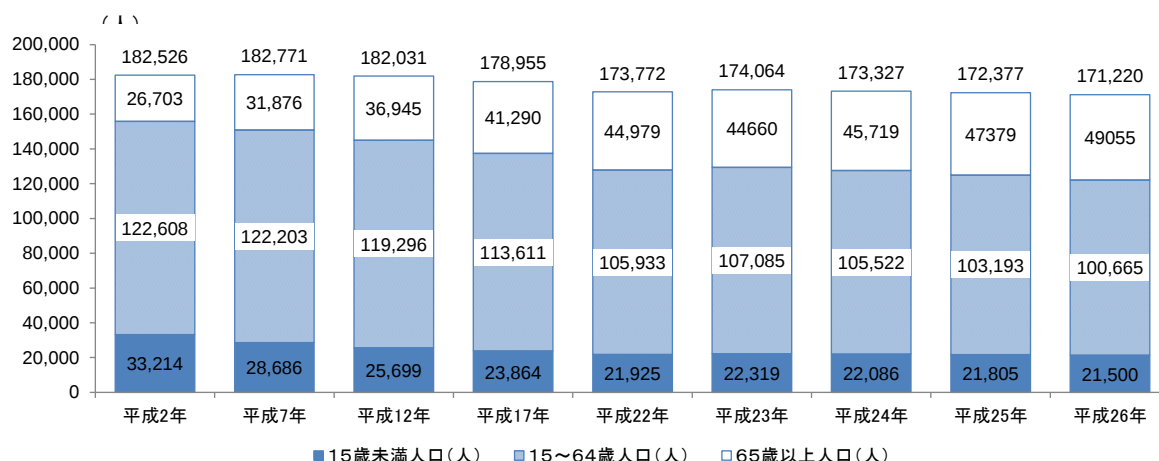
さらに、市内には高度救急医療機関である山口大学医学部附属病院をはじめ数多くの医療施設を有し、市民一人当たりの病床数や医師等医療関係資格者が多く、充実した医療環境となっています。

(2) 人口

本市の人口は、国勢調査によると、平成2年の182,526人から平成22年の173,772人へと減少傾向です。

年齢3区分別人口を平成2年と平成22年で比較してみると、15歳未満人口は33,214人から21,925人、15～64歳人口は122,608人から105,933人へと減少しているのに対し、65歳以上人口は26,703人から44,979人へと増加しており、少子高齢化が進行していることがわかります。

【図4 人口】



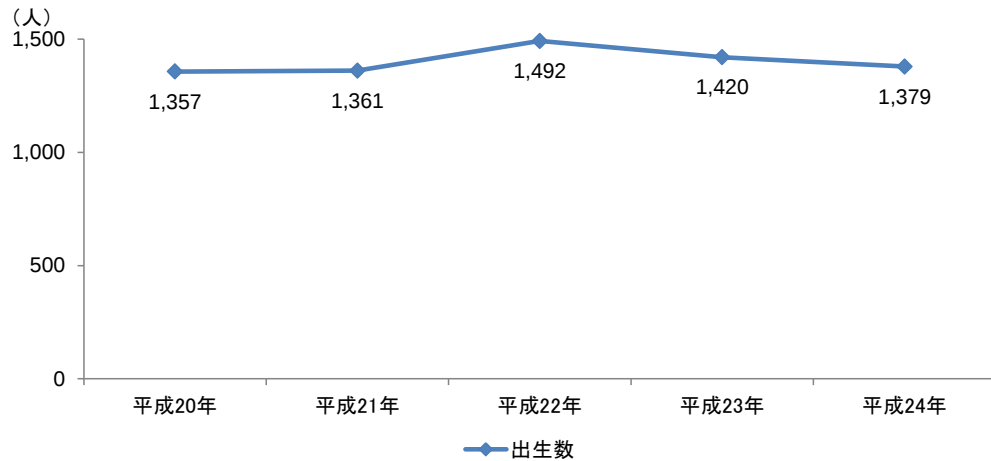
《国勢調査、住民基本台帳より》

※平成22年までは国勢調査、平成23年以降は、宇部市住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 出生数

本市における平成20年度以降の出生数は、平成20年の1,357人から平成22年の1,492人へと増加していましたが、平成22年度をピークに、以降は減少しています

【図5 出生数】

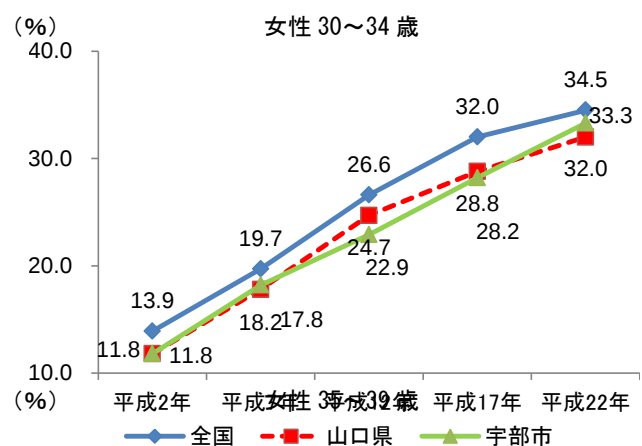
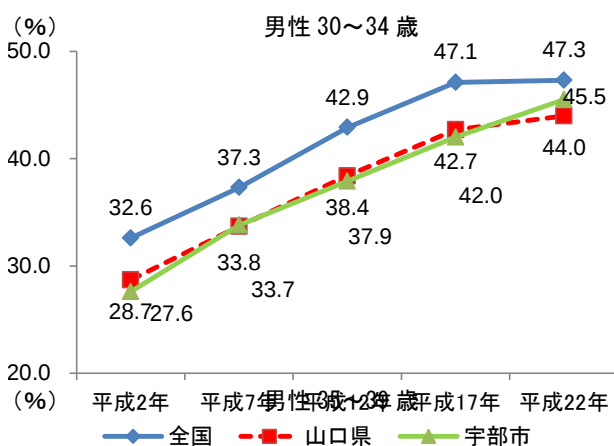
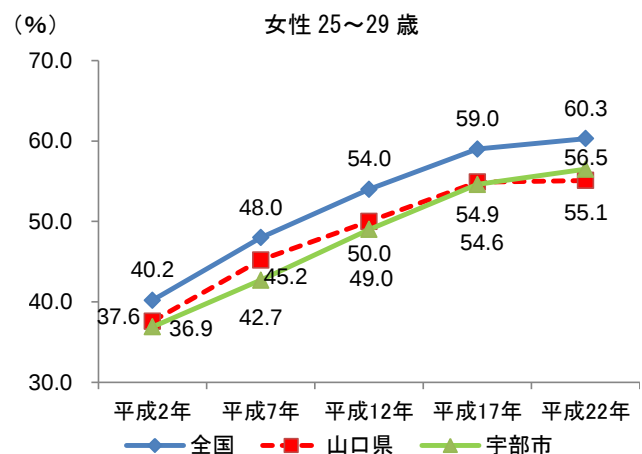
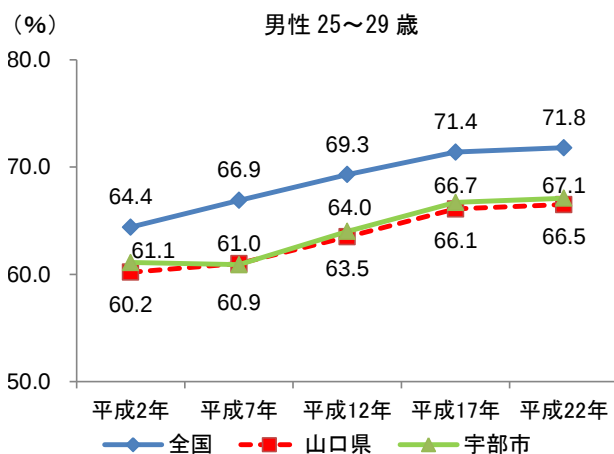


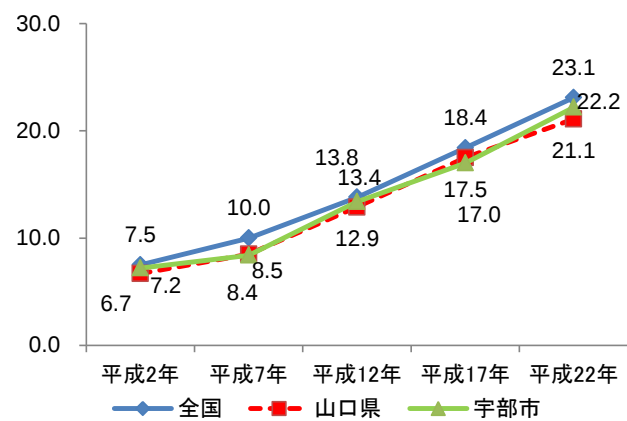
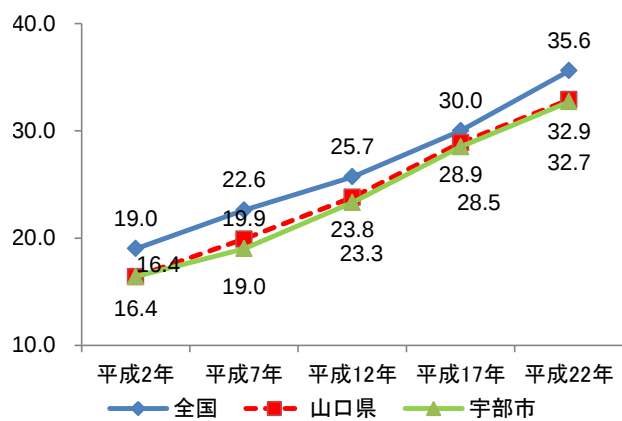
《人口動態調査より》

(4) 未婚率

本市における平成22年の年齢別未婚率は、平成17年と比べて、すべての性・年齢区分で上昇しています。全国数値より低く、山口県の数値とあまり変わらない数値となっています。

【図6 年齢別未婚率】





《国勢調査より》

2 世帯等の動向

(1) 家族類型別世帯数の推移

本市の一般世帯数は、平成2年の62,173世帯から平成22年の72,312世帯へと年々増加傾向がみられます。また、親族世帯も47,903世帯から48,300世帯へと微増傾向を示していますが、その内訳は核家族世帯は増加しているのに対し、その他の世帯が減少しており小家族化がうかがえます。また、単独世帯数は14,178世帯から23,554世帯へと大幅に増加しています。

【表2 家族類型別世帯数の推移】

	一般世帯数	親族世帯			非親族世帯数	単独世帯数
		総数	核家族	その他の世帯		
平成2年	62,173	47,903	37,958	9,945	92	14,178
平成7年	66,243	49,065	39,850	9,215	126	17,052
平成12年	69,831	49,659	41,257	8,402	230	19,942
平成17年	71,004	49,397	42,009	7,388	265	21,342
平成22年	72,312	48,300	41,758	6,542	451	23,554

《国勢調査より》

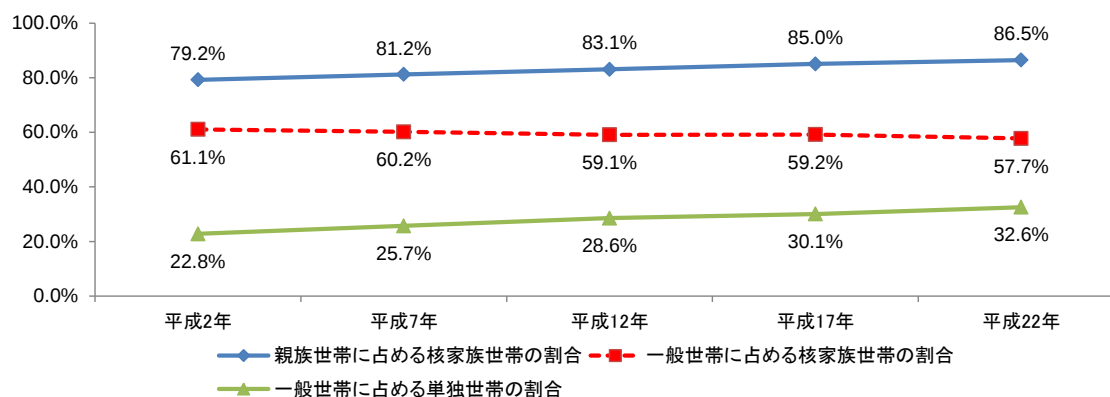
※一般世帯数：親族世帯数と非親族世帯数、単独世帯数の和。寮や社会施設の入所者、世帯の種類「不詳」等を含みません。

※親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯をいいます。

※非親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯をいいます。

※単独世帯：世帯人員が一人の世帯をいいます。

【図7 家族類型別世帯数の推移】

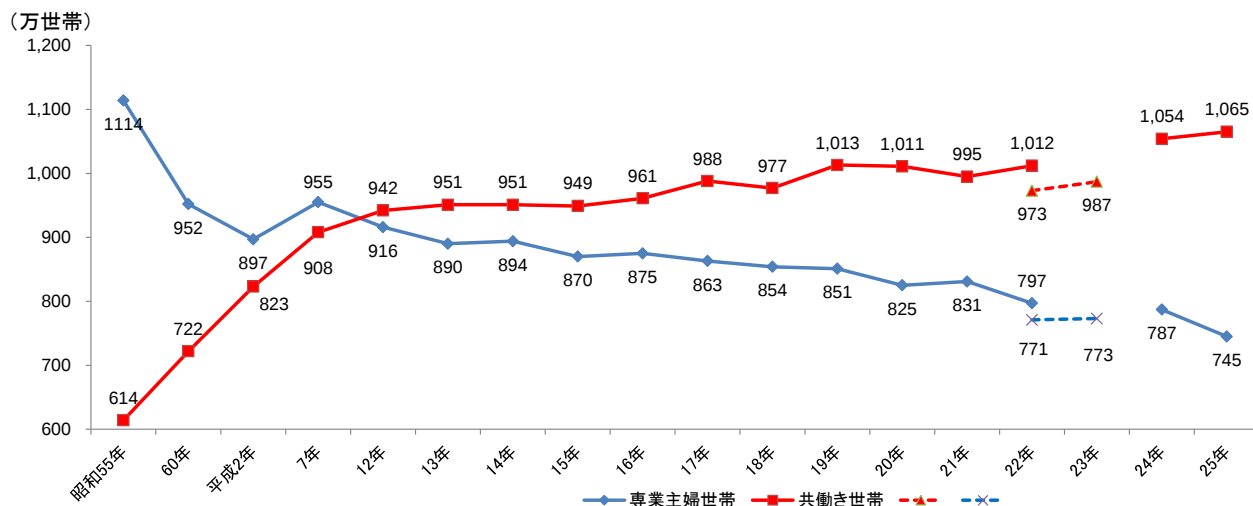


《国勢調査より》

(2) 共働き世帯数

昭和 55 年以降、わが国の共働き世帯数は年々増加し、平成 25 年では、共働き世帯が 1,065 万世帯であるのに対し、専業主婦世帯(745 万世帯)を大きく上回っています。

【図 8 共働き等世帯数の推移（全国）】



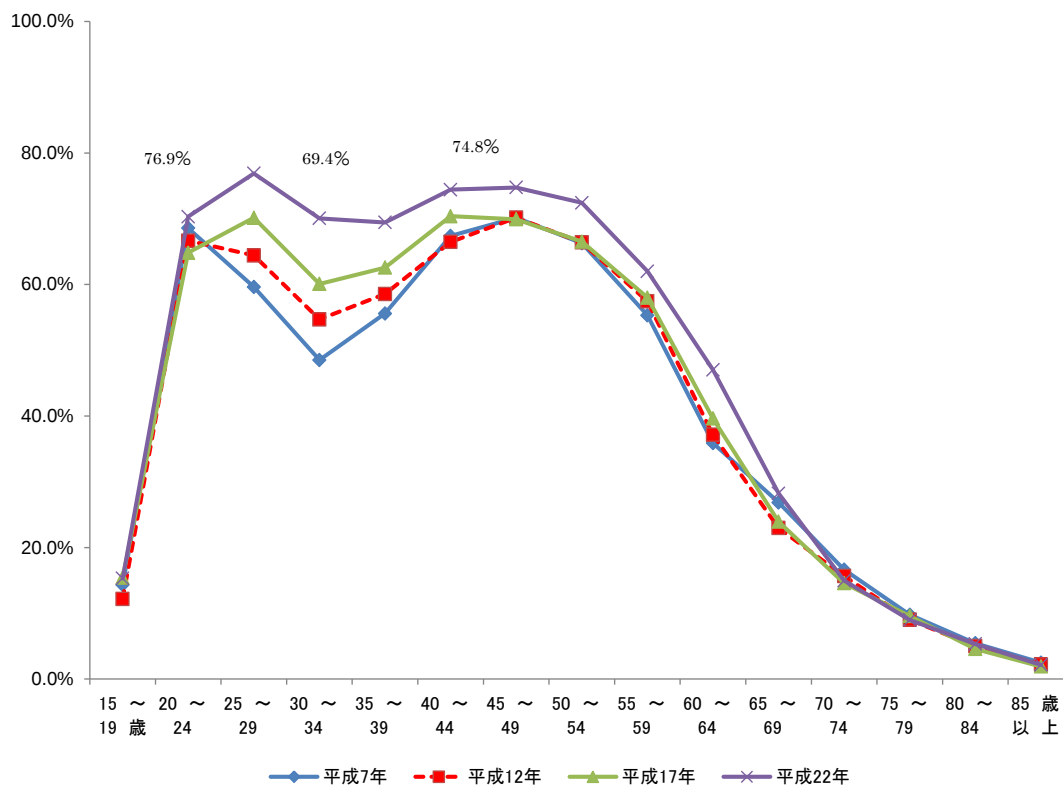
《労働力調査より》

※昭和 55 年から平成 13 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年 2 月。ただし、昭和 55 年から 57 年は各年 3 月)、14 年以降は総務省「労働力調査 (詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別集計」と「労働力調査 (詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 ※平成 22 年及び 23 年の点線部分の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

(3) 女性の就業率等

過去4回の国勢調査における女性の年齢別労働力人口比率は、20代後半と40代後半を2つの頂点とするM字型曲線となっています。しかし、結婚や出産等に起因すると考えられる30代に見てとれるその落ち込みは、平成22年の調査結果は平成17年までと比べて少なくなっており、結婚や出産後も引き続いて働く女性の増加を見ることができます。

【図9 本市における女性の年齢別労働力人口比率】



《国勢調査より》

3 母子の健康状況

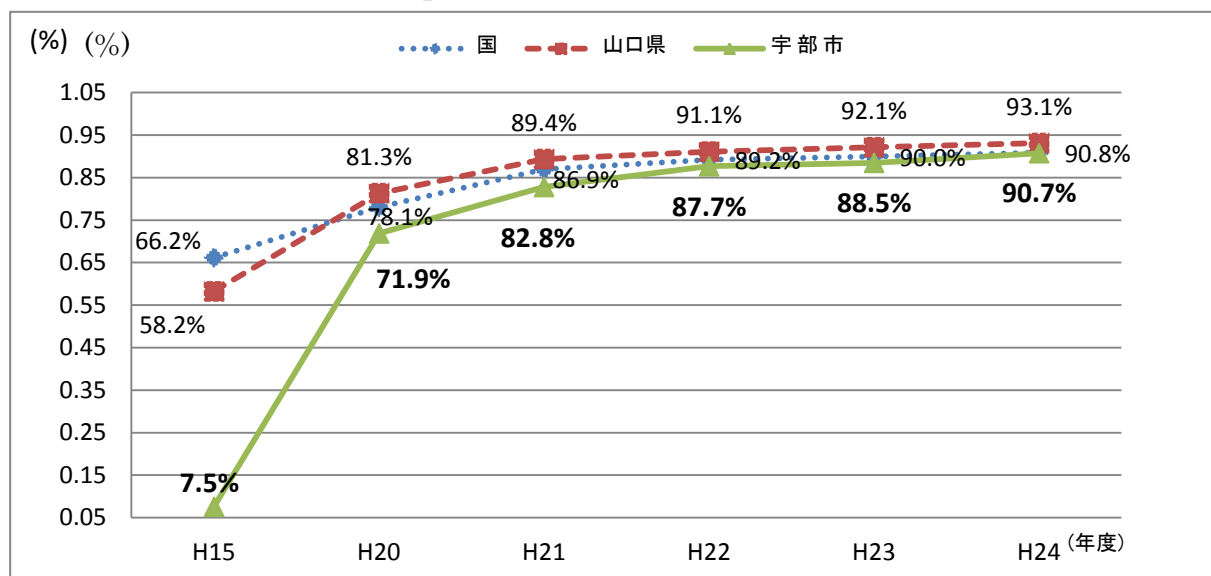
妊娠届出状況、妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の内容から、母子の健康状態をみると次のようになります。

■ 妊娠・出産の動向

(1) 妊娠 11 週以下での妊娠届出率

本市の妊娠 11 週以下での妊娠届出率は、平成 20 年度以降、増加傾向ですが、国、県に比べると低くなっており、届け出時期が遅いことがわかります。

【図 10 妊娠 11 週以下での妊娠届出率】

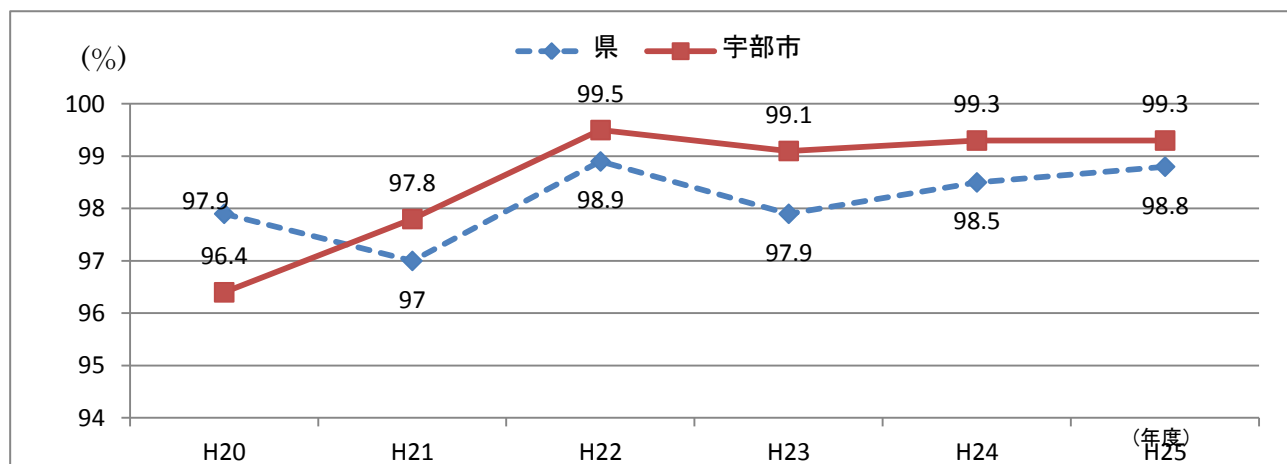


《山口県の母子保健 報告より》

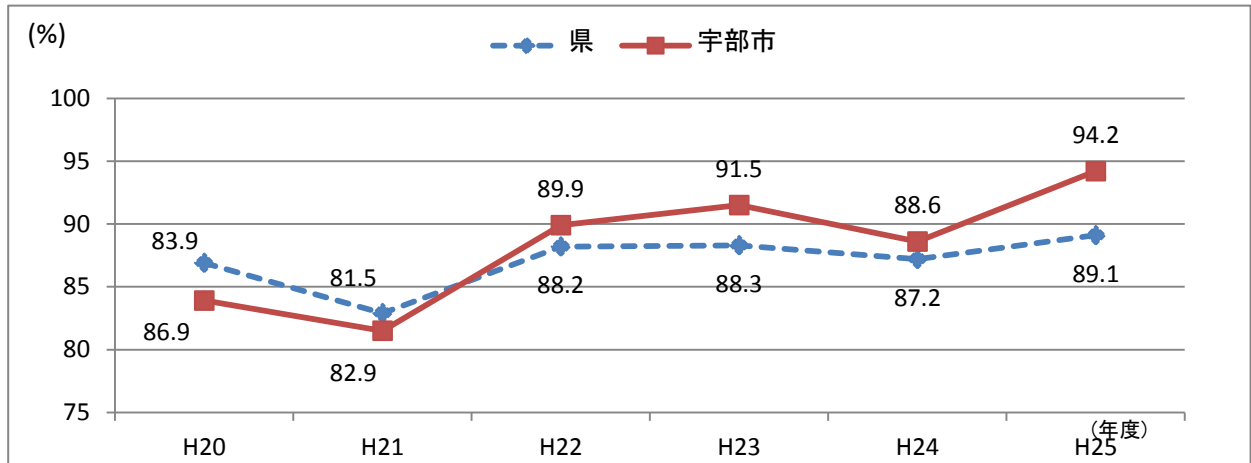
(2) 妊婦健康診査受診率

本市の妊婦健康診査受診率は、平成 20 年以降、増加傾向であり、前期、後期ともに県の受診率よりも高くなっています。

【図 11 妊婦健康診査(前期)受診率】



【図 12 妊婦健康診査(後期)受診率】

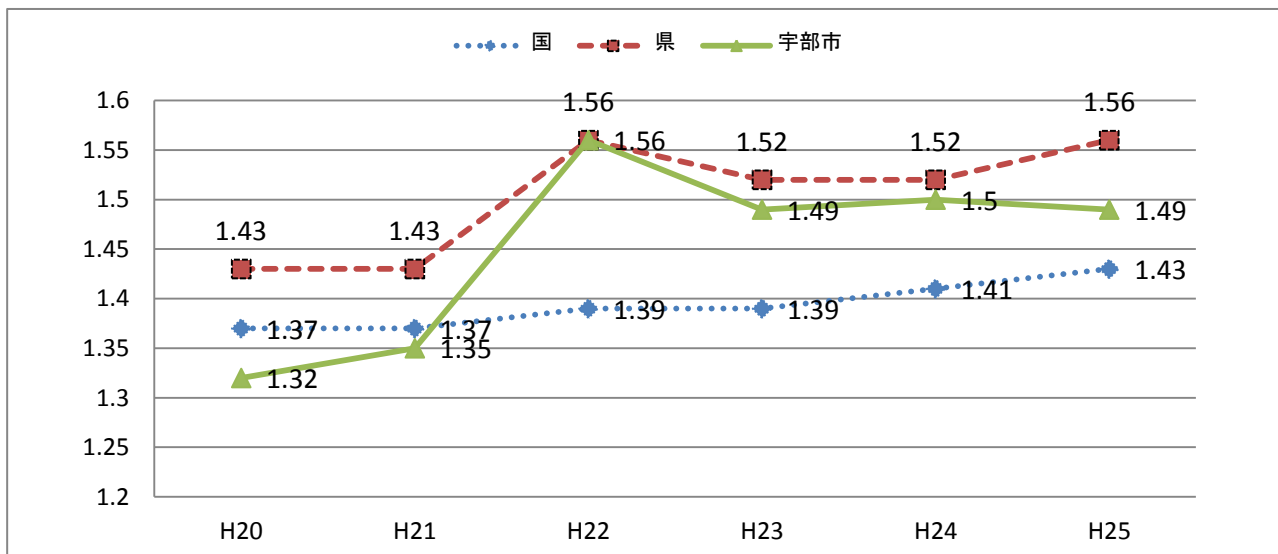


《図 11～12 山口県の母子保健 報告より》

(3) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成 22 年をピークに減少し、ほぼ横ばい傾向です。全国数値より高くなっていますが、山口県数値と比べると低くなっています。

【図 13 合計特殊出生率】

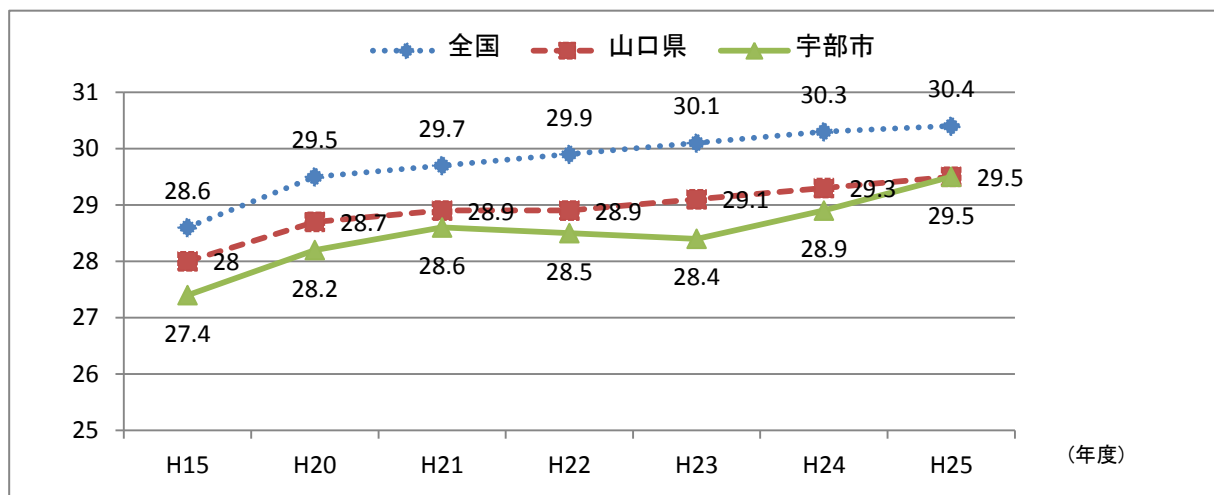


《人口動態統計、保健統計年報より》

(4) 母の第1子出産年齢

本市の母の第1子出産年齢は、平成15年以降増加傾向を示しています。全国数値より低く、平成25年度は山口県の数値と変わらない数値となっています。

【図14 母の第1子出産年齢推移】



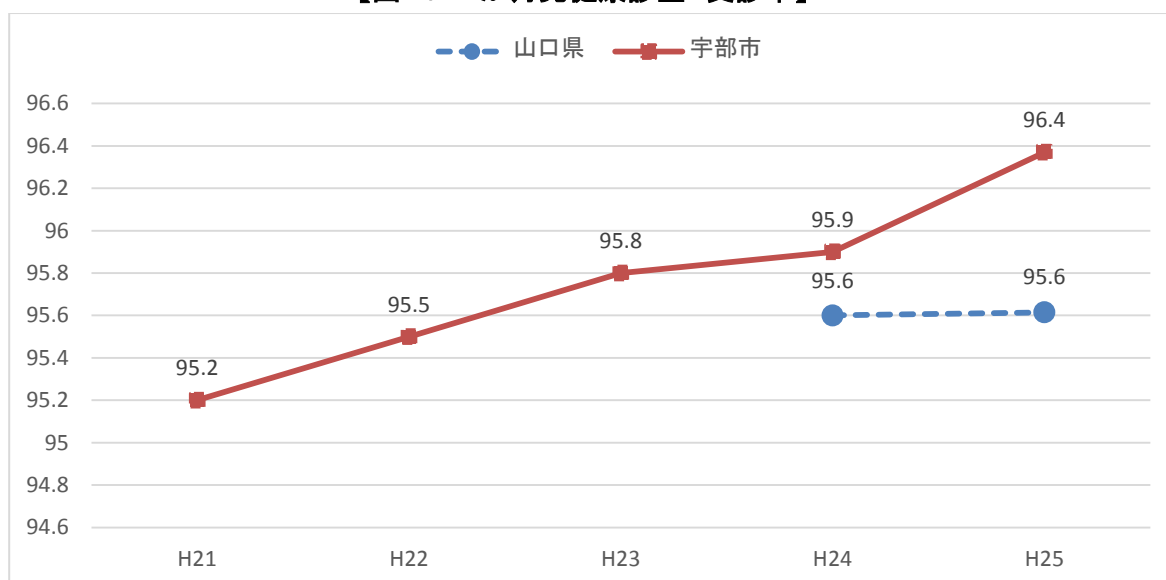
《人口動態統計、保健統計年報/歳より》

■乳幼児の動向

(1) 乳幼児健康診査受診率

本市の乳幼児健康診査の受診率は、平成20年と比べて、1歳6か月児健康診査以外、すべて減少しています。また、山口県の数値と比べても低くなっています。

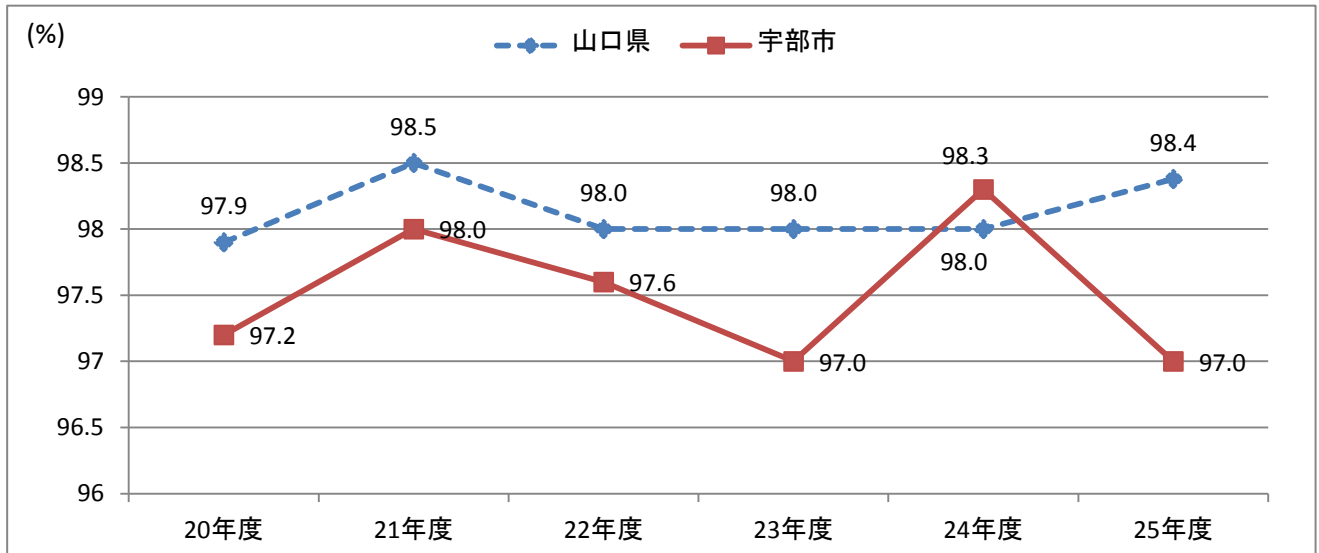
【図15 1か月児健康診査 受診率】



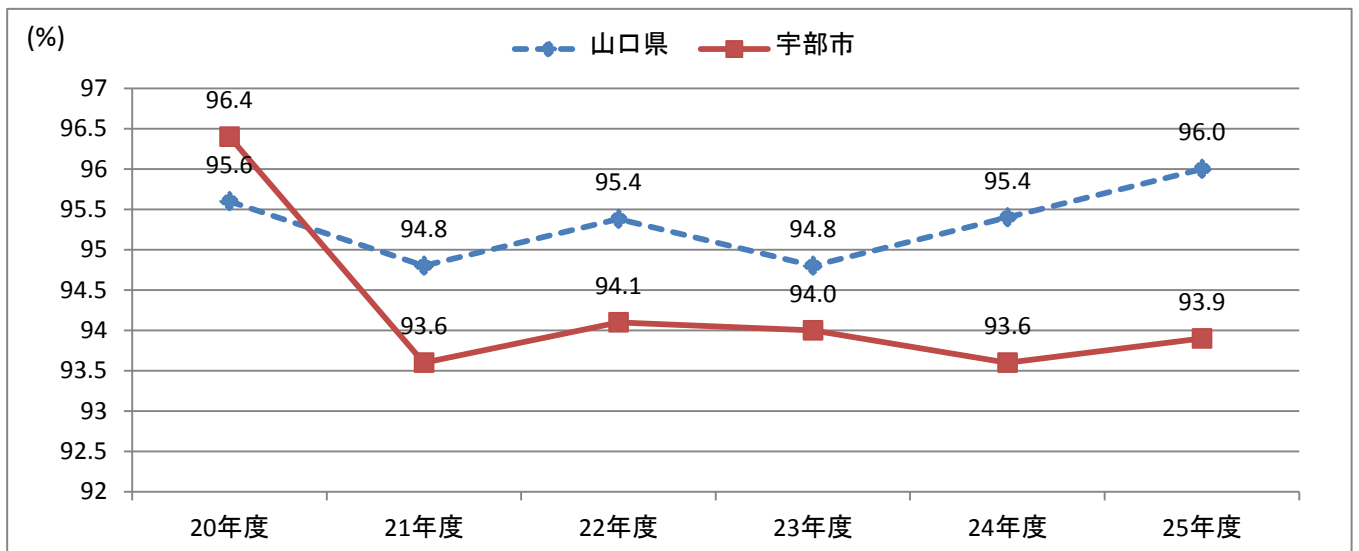
《H21～H23 健康づくり推進協議会報告より》

《H24,H25 山口県の母子保健 報告より》

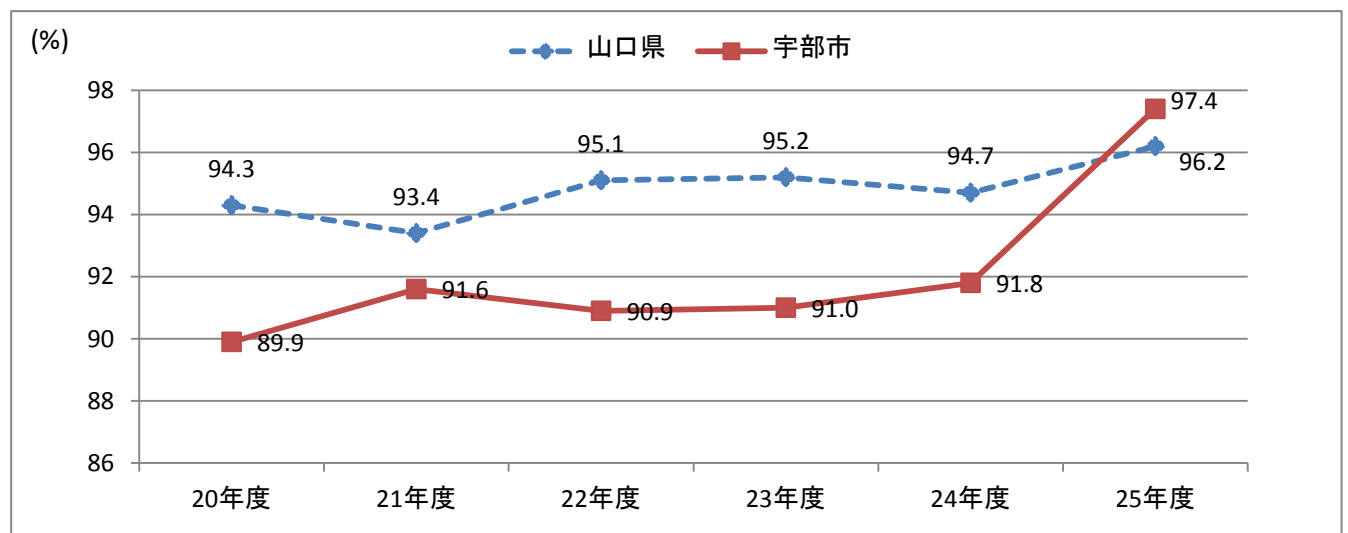
【図 16 3 か月児健康診査 受診率】



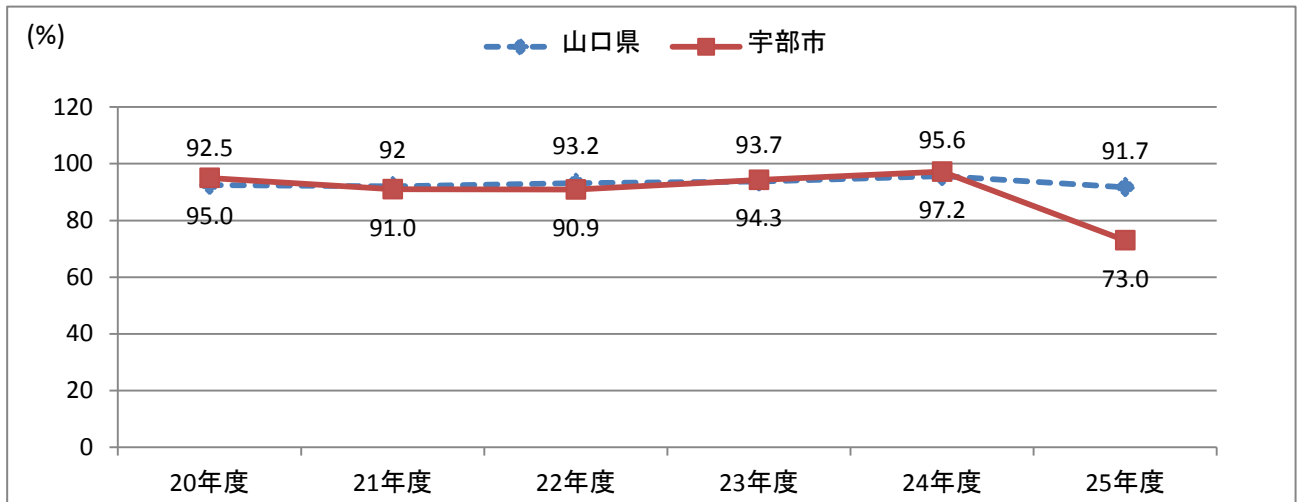
【図 17 7 か月児健康診査 受診率】



【図 18 1 歳 6 か月児健康診査 受診率】



【図 19 3 歳児健康診査 受診率】



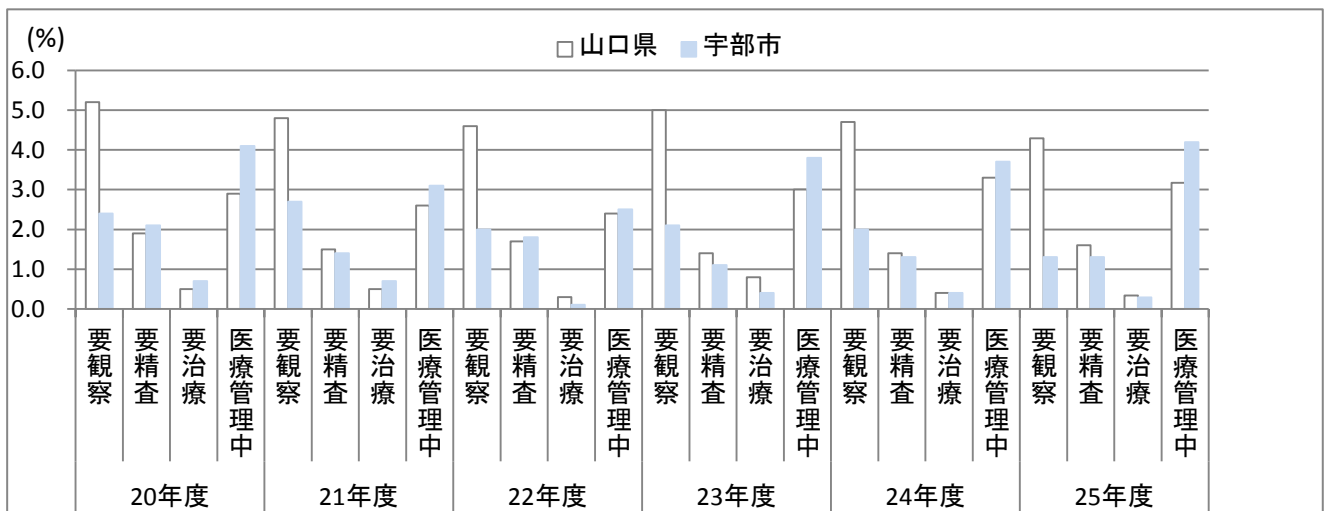
《図 15～19 山口県の母子保健 報告より》

(4) 乳幼児健康診査 の判定結果

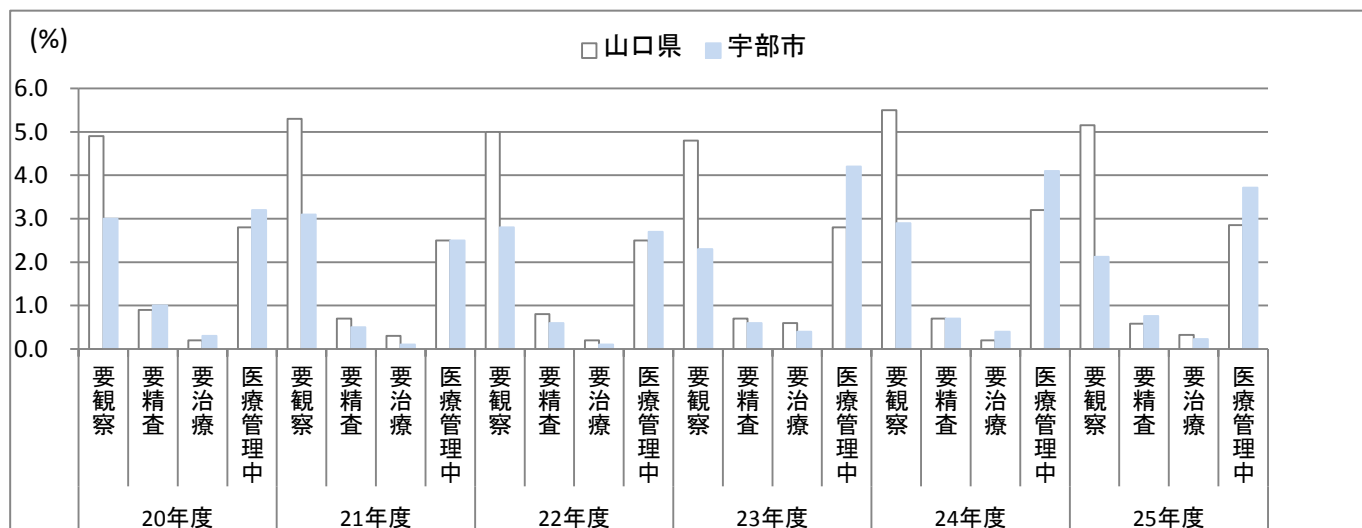
本市の3か月、7か月児健康診査の異常なし以外の判定結果では、医療管理中が最も多くなっています。山口県の数値と比べても高い傾向になっています。

また、3 歳児健康診査では、平成 23 年度から「言語の問題」が有所見となった児の割合が増加しています。

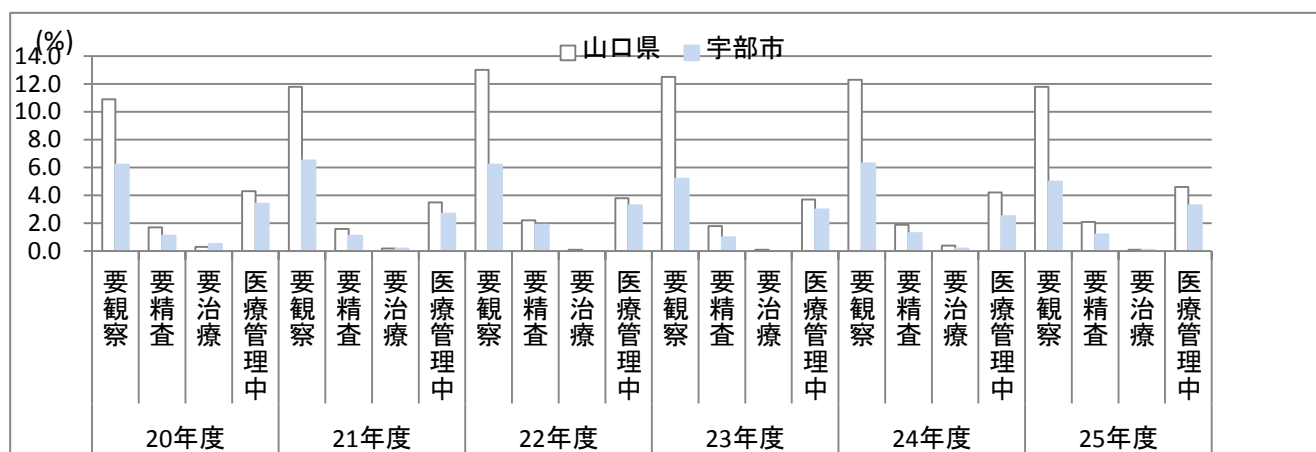
【図 20 3 か月児健康診査 異常なし以外の判定結果の割合】



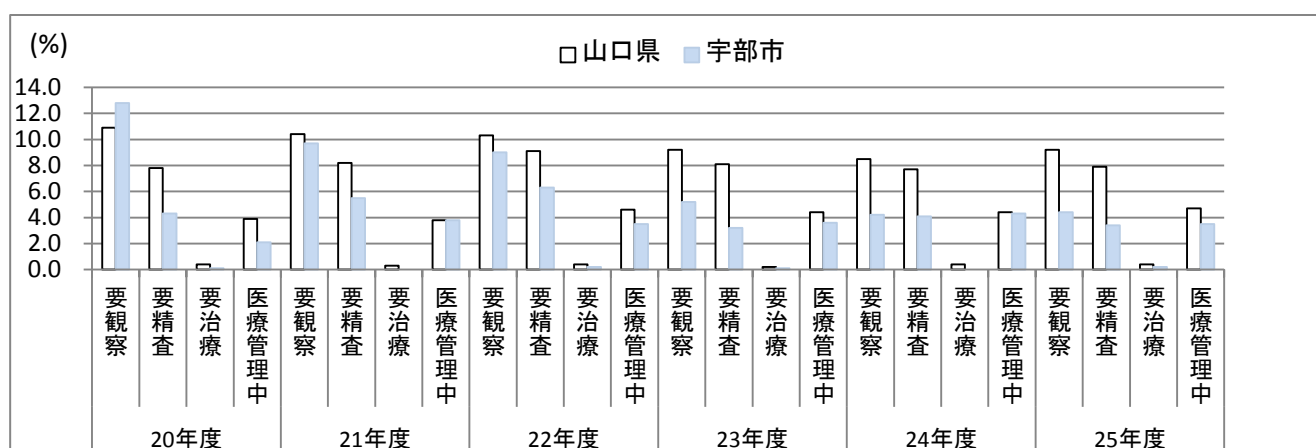
【図 21 7 か月児健康診査 異常なし以外の判定結果の割合】



【図 22 1 歳 6 か月児健康診査 異常なし以外の判定結果の割合】



【図 23 3 歳児健康診査 異常なし以外の判定結果の割合】

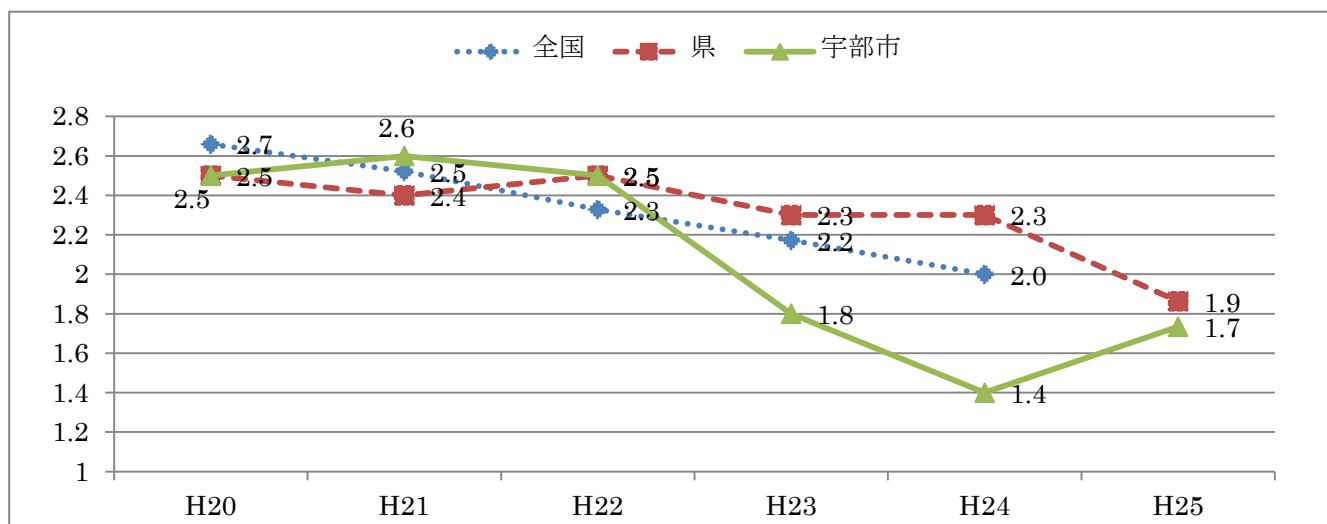


《図 20～23 山口県の母子保健 報告より》

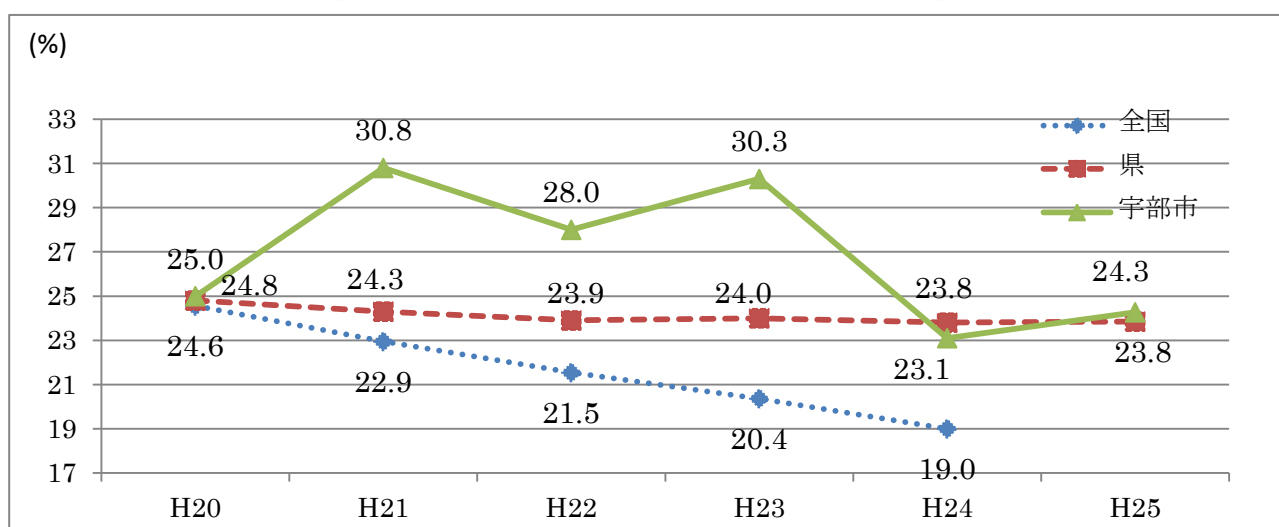
(5) 幼児の歯・口腔の現状と背景

幼児のう歯罹患率は、1歳6か月の時点では徐々に減少傾向が見られます。3歳の時点では、全国的には、減少傾向ですが、山口県は横ばいです。また、本市の3歳児のう歯罹患率及び、全国、山口県に比べても高くなっており、健康診査の指示事項でも、要治療が多くなっています。

【図 24 1歳6か月児のう歯罹患率（1歳6か月児健康診査）】



【図 25 3歳児のう歯罹患率（3歳児健康診査）】



《図 24～25 山口県の母子保健 報告より》

4 母子保健サービス提供状況

保健センターを中心とした母子保健サービスは次のようになっています。

(1) 親子健康手帳(母子健康手帳)の交付

親子健康手帳(母子健康手帳)交付時に、妊婦一般健康診査受診票等必要な書類を同時に交付し、妊娠、出産にかかわる諸制度の説明をするとともに保健師等が個別に相談を受けています。本市では、平成 20 年から名称を「親子健康手帳」(母子健康手帳)とし、父親の育児参加を促し、父親が利用しやすいように内容を工夫しています。

【表 3 親子健康手帳(母子健康手帳)交付件数】

年度	総数	妊 娠 週 数					
		11 週以内	12～19 週	20～27 週	28 週以上	不 明	出 生 後
21	1,568	1,298	241	19	9	—	1
22	1,500	1,315	163	13	8	—	1
23	1,404	1,242	142	12	7	—	1
24	1,414	1,283	113	10	6	—	2
25	1,355	1,255	89	7	4	—	0

(2) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は 14 回実施しています。

【表 4 妊婦健康診査の内容】

種 別	実施時期	検診方法
妊婦健康診査	14 回	医療機関による 個別健康診査
超音波検査	1, 4, 8, 11 回目に合わせて実施	
子宮頸がん検診	1 回目に合わせて実施	

【表 5 平成 25 年度 妊婦健康診査の受診者数等】

区分		対象者数	受診者数	受診率(%)
妊 婦 健 診	第 1 回	1,355	1,346	99.3
	第 2 回	1,355	1,295	95.6
	第 3 回	1,355	1,302	96.1
	第 4 回	1,355	1,341	99.0
	第 5 回	1,355	1,299	95.9
	第 6 回	1,355	1,297	95.7
	第 7 回	1,355	1,278	94.3
	第 8 回	1,355	1,331	98.2
	第 9 回	1,355	1,306	96.4
	第 10 回	1,355	1,318	97.3
	第 11 回	1,355	1,277	94.2
	第 12 回	1,355	1,223	90.3
	第 13 回	1,355	1,013	74.8
	第 14 回	1,355	668	49.3

(3)妊婦教室

4回を1コース(4回目は夫婦で参加の両親学級)とし、歯科医師・助産師・保健師・栄養士等による講話や実習を行っています。徐々に参加者数が減少しています。

【表 6 妊婦教室の受診者数等】

年度	21	22	23	24	25
回数	16	16	16	16	16
延人数	508	584	606	550	554

(4)乳幼児健康診査

1、3、7か月児健康診査は医療機関での受診となります。

1歳6か月、3歳児健康診査は保健センターでの歯科健診、視力・聴力検査(3歳児のみ)問診を行い、医療機関での受診となります。

【表 7 乳幼児健康診査の内容】

種 別	実 施 時 期	健 診 方 式
1か月児一般健康診査	生後 25 日～ 45 日	医療機関による個別健康診査
3か月児一般健康診査	生後 90 日～120 日	
7か月児一般健康診査	生後 120 日～240 日	
1歳6か月児健康診査	1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児	一般: 医療機関による個別健康診査 歯科: 集団健康診査
3歳児健康診査	3歳を超え満4歳に達しない幼児 (標準的な受診時期: 3歳6か月)	一般: 医療機関による個別健康診査 歯科: 集団健康診査
5歳児健康診査	幼稚園・保育園の年中児	発達問診票による健康診査

【表 8 乳児一般健康診査 受診者数等】

区分	年度	21	22	23	24	25
1か月児	対象児数	1,427	1,488	1,440	1,405	1,405
	受診児数	1,358	1,421	1,380	1,347	1,354
	受診率(%)	95.2	95.5	95.8	95.9	96.4
3か月児	対象児数	1,383	1,512	1,447	1,418	1,425
	受診児数	1,356	1,476	1,403	1,394	1,382
	受診率(%)	98.0	97.6	97.0	98.3	97.0
7か月児	対象児数	1,393	1,503	1,478	1,463	1,403
	受診児数	1,304	1,414	1,390	1,369	1,318
	受診率(%)	93.6	94.1	94.0	93.6	94.0

【表 9 1 歳 6 か月児一般健康診査受診者数等】

年度	21	22	23	24	25
対象児数	1,390	1,345	1,484	1,460	1,373
受診児数	1,273	1,223	1,351	1,341	1,337
受診率(%)	91.6	90.9	91.0	91.8	97.4

【表 10 1 歳 6 か月児歯科健康診査受診者数等】

年度	対象児数	回数	受診児数	受診率 (%)	むし歯 り患児数	むし歯 り患率 (%)	むし歯総数 (処置歯を含む)	1 人当りの むし歯の 本 数
21	1,390	24	1,291	92.9	34	2.6	87	0.07
22	1,345	24	1,273	94.6	32	2.5	86	0.07
23	1,484	24	1,439	97.0	26	1.8	79	0.05
24	1,460	24	1,382	94.7	20	1.4	62	0.04
25	1,373	24	1,384	100.8	24	1.7	73	0.05

【表 11 3 歳児一般健康診査受診者数等】

年 度	対象児数	回 数	受診児数	受診率(%)
21	842	16	766	91.0
22	1,397	24	1,270	90.9
23	1,377	24	1,299	94.3
24	1,348	24	1,310	97.2
25	1,448	24	1,057	73.0

【表 12 3 歳児歯科健康診査受診者数等】

年度	対象児数	回数	受診児数	受診率 (%)	むし歯 り患児数	むし歯 り患率 (%)	むし歯総数 (処置歯を含む)	1 人当りの むし歯の 本 数
21	842	16	766	91.0	236	30.8	906	1.2
22	1,397	24	1,270	90.9	355	28.0	1,205	0.9
23	1,377	24	1,299	94.3	393	30.3	1,423	1.1
24	1,348	24	1,310	97.2	301	23.0	963	0.7
25	1,448	24	1,335	92.2	324	24.3	1109	0.8

【表 13 5 歳児健康診査】

年度	23	24	25
対象児数	1,338	1,423	605
受診児数	1,194	1,309	536
受診率(%)	89.2	91.9	88.6

(5) 育児相談、離乳食教室

育児相談として保健師等による保健指導を月 1 回、離乳食教室として栄養士、保健師による離乳食指導を月 1 回実施しています。

また、東岐波・西岐波・厚南(西宇部・黒石を含む)の各校区においても地区育児相談を定期的に行っています。

【表 14 育児相談 来所人数等】

年度	保健センター 育児相談		地区育児相談		離乳食教室		計	
	回 数	延人数	回 数	延人数	回	延人数	回 数	延人数
21	18	519	18	190	12	284	48	993
22	18	443	18	215	12	362	48	1,020
23	18	408	18	213	12	365	48	986
24	18	495	18	219	12	390	48	1,104
25	18	459	18	234	12	374	48	1,115

(6) 発達相談会

5 歳児健康診査の開始に伴い、5 歳児健康診査の事後指導教室と位置づけています。

【表 15 発達相談会 来所人数等】

年度	21	22	23	24	25
参加者数	9	18	19	19	12

(7) 訪問指導等

保健師(在宅保健師も含む)が地区担当制で、ハイリスクの妊婦・産婦、乳児、有所見の乳幼児、健診未受診児等の家庭訪問を実施しています。

【表 16 訪問指導実施数等】

年 度	21	22	23	24	25
実人員	1,016	954	1,163	1,055	1,363
延件数	1,331	1,122	1,514	1,504	1,970

【表 17 平成 25 年度訪問指導内訳】

種 別		実人員	延件数
妊産婦		187	266
新生児		62	69
未熟児		54	58
乳 児		357	474
幼 児	1～2 歳児	316	442
	3 歳児	166	214
	その他の幼児	140	274
虐待関係		51	139
その他		16	20
合 計		1,363	1,970

(8)こんにちは赤ちゃん事業

生後 4 か月までの乳児のいる家庭をあかちゃん訪問員が訪問して、育児情報提供などを行っています。

同時にブックスタート事業として、手作りの手提げ袋に入れて、絵本を配布しています。

【表 18 訪問世帯数等】

年度	21	22	23	24	25
訪問世帯数	1,302	1,409	1,313	1,298	1,340
訪問率(%)	97.7	97.2	94.5	97.7	98.5

(9)不妊治療費助成事業

不妊治療費のうち、保険適用の治療費を、年度あたり 3 万円を限度助成しています。

【表 19 助成件数】

年度	21	22	23	24	25
件数	99	113	114	132	133

(8)歯周疾患検診

現在歯及び喪失歯の状況、歯肉の状況(CIP)、口腔衛生指導を実施しています。

【表 20 平成 25 年度訪問指導内訳】

年度	妊 婦
21	211
22	242
23	230
24	245
25	236

(9) 母子保健推進員活動事業

健康診査・相談等の援助、研修会、地域活動(子育てサークル等)等で活動をしています。

【表 21 推進員数】

年 度	21	22	23	24	25
人 員	147	148	138	146	148

【表 22 地域活動(子育てサークル)回数等】

年 度	21	22	23	24	25
回 数	95	95	94	90	89
乳幼児延人数	2,360	2,427	2,108	2,433	2,379

【表 23 訪問指導件数】

年 度	21	22	23	24	25
延 人 員	734	891	857	876	1,060

第3章 全体目標と重点施策

1 全体目標（目指す姿）

本市の「子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）」では、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等の様々な分野にわたり、総合的な展開を図ることを目指しています。

また、この計画の母子保健分野では、母子保健の施策を効果的に推進するために、国のビジョンである「健やか親子 21（第2次）」の趣旨を踏まえ、親子の健康づくりを推進し、誰もが安心して子どもを生み育てることができることを目指しています。

本指針では、この目標をもとに、「健やか親子 21（第2次）」において10年後に目指す姿である「すべての子どもが健やかに育つ社会」を全体目標とし、母子保健活動を展開していきます。

【全体目標】

すべての子どもが
健やかに育つ社会

2 課題と施策

「健やか親子 21(第2次)」では、全体目標の10年後の実現にむけて、3つの基盤課題と2つの重点課題が設定されています。

本指針では、この基盤課題と重点課題に加え、本市の現状分析からの課題を解決し、全体目標を達成するために、取り組むための5つの施策を掲げました。

施策1

「安全な妊娠・出産・産後への支援」

施策2

「子どもの健やかな成長発達への支援」

施策3

「思春期からの健康づくりへの支援」

施策4

「歯・口腔の健康づくりと食育の推進」

施策5

「小児医療の充実」



3 5年後を見据えた重点施策

本市の現状から課題を分析した結果、平成27年から平成31年までの5年間（1期）の期間において、特に対応を強化する必要がある施策を下記のとおり設定しました。

施策2 「子どもの健やかな成長発達への支援」

⇒ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

地域で親子が安心して暮らすために、地域の人たちで早くから、子育てについての見守り・支援をする環境が重要です。特に、育てにくさを感じる親については、その育てにくさのサインに気づき、子ども、親、そして親子の関係の多様性を包容する姿勢が求められます。

本市では、1か月児健康診査の時に育児中の親の疲労度や気分の変化について確認したところ、約半数の人に変化が見られており、子育てに対する早期の支援が重要になっています。

親子が適切な支援を受けるためには、妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの母子保健事業を通じた的確な評価と適切な保健指導、さらには福祉サービスへの橋渡しといった母子保健の役割が重要視されます。

母子保健や子育て支援を担う関係機関が連携して支援を行うことで、親子が地域の協力を得ながら、健やかに安心して生活できるような体制づくりを推進します。

施策4 「歯・口腔の健康づくりと食育の推進」

⇒ 歯・口腔に関する情報提供、啓発活動の充実

平均寿命が80歳を超える現在、高齢者になっても自分の歯で食事をするができることは、とても大事なことです。そのためには、子どもの時からの歯の健康管理が重要となってきます。

本市の3歳児のう歯罹患率は、全国、山口県に比べても高く、健康診査の指示事項でも、要治療が多くなっています。このことから、子どものう歯の管理をする保護者の役目の大きさを認識してもらえよう、歯科保健事業を推進していく必要があります。

また、歯の健康とあわせて、食事をおいしく食べるには、子どもたちが食に関心を持つことに加え、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるようになることが重要です。

本市の食生活アンケートでも、年齢が小学5年生で約9割が朝食事をきちんと食べていたのが、20歳の時点では、約6割にまで減少しています。

子どもたちが大人になっても、食に関心を持ち、望ましい食習慣を実行できるよう、母子保健や学校の現場において、関係者が連携をし、食育を推進していく必要があります。

4 指針の体系図

【健やか親子21(第2次)課題】

重点課題
基盤課題

① 育てにくさを感じる親により添う支援

② 妊娠期からの児童虐待防止対策

A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

【宇部市母子保健指針 全体目標】

すべての子どもが健やかに育つ社会

施策1

「安全な妊娠・出産・産後への支援」

【具体的取り組み】

1-1 妊産婦等の心身の健康に対する支援体制の充実

- ① 親子健康手帳(母子健康手帳)交付時の相談の充実
- ② 妊婦健康診査の実施
- ③ 妊婦教室の開催
- ④ 産後うつ等の精神的ケア
- ⑤ 子育て世代包括支援センターの設置
産後ケア事業:ショートステイ・デイケア
- ⑥ 妊娠・出産・産後を健やかに過ごすための相談支援
- ⑦ 妊娠・出産・産後に関する情報提供、啓発活動

1-2 不妊治療等支援事業の充実

- ① 不妊(不育)相談・不妊治療費助成事業を実施

施策2

「子どもの健やかな成長発達への支援」

【具体的取り組み】

2-1 乳幼児期の健康管理体制の充実

- ① 乳幼児健康診査(2週間、1か月、3か月、7か月、1歳6か月、3歳、5歳)の実施
- ② 育児相談の充実
- ③ 離乳食教室の開催
- ④ 母子保健推進員やあかちゃん訪問員活動の支援
- ⑤ こにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)の実施
- ⑥ ハートつながるブックスタートの実施
- ⑦ 子どもの事故防止の啓発
- ⑧ 乳幼児突然死症候群(SIDS)の啓発

(重点施策)

2-2 育てにくさを感じる親により添う支援

- ① 要支援児・要支援家庭の早期発見と早期支援
- ② 育てにくさを感じる親への早期支援体制の整備
- ③ 療育相談会と総合療育システム会議の活用
- ④ 子育て世代包括支援センターの設置
産後ケア事業:ショートステイ・デイケア
- ⑤ 発達障害児への支援ボランティアの養成
(「発達障害児等地域子育て支援事業」を含む)

2-3 児童虐待防止対策の充実

- ① 養育支援が必要な家庭に対する支援の充実
- ② 妊娠期からの早期支援の実施
- ③ 乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問の実施

2-4 障害児支援、施策の充実

- ① 子どもの障害に応じた支援体制
- ② 障害児支援情報共有システムの構築
- ③ 発達障害児への支援ボランティアの養成
(「発達障害児等地域子育て支援事業」を含む)

施策3

「思春期からの健康づくりへの支援」

【具体的取り組み】

3-1 喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止教育の充実

- ① 喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止等に関する情報提供、啓発活動
- ② 小・中学校における喫煙防止や薬物乱用防止教育の充実

3-2 性に関する教育の充実

- ① 性や性感染症等に関する正しい知識の普及と性に関する問題についての意識啓発
- ② 教育機関との連携の強化

3-3 こころの問題への対応の充実

- ① 相談体制の充実
- ② 教育機関との連携の強化

施策4

「歯・口腔の健康づくりと食育の推進」

【具体的取り組み】

(重点施策)

4-1 歯・口腔に関 28-29 啓発活動の充実

- ① 歯及び口腔の健康の保持

4-2 食に対する情報提供、啓発活動の充実

- ① 保育所・幼稚園等における食育の推進
- ② 小・中学校における食育の推進
- ③ 地域における食育の推進
- ④ 企業との連携による食育の推進
- ⑤ 正しい食生活の習慣づくり

施策5

「小児医療の充実」

【行動計画】

5-1 小児医療の充実

【具体的取り組み】

- ① 休日・夜間の小児救急医療の充実
- ② 小児救急医療電話相談(＃8000)の啓発
- ③ 予防接種への意識の向上
- ④ 未熟児・低出生体重児への支援

第4章 目標を実現するための施策

【施策1】 安全な妊娠・出産・産後への支援

妊娠、出産、産後の時期を健やかに過ごし、母子の健康が確保されるよう、妊婦健康診査や妊婦教室、産後うつ等の精神的ケアまで、母子への切れ目ない支援の実施と支援体制の充実を図ります。

(1-1) 妊産婦等の心身の健康に対する支援体制の充実

施策概要		担当課等
親子健康手帳(母子健康手帳)交付時の相談の充実	親子健康手帳(母子健康手帳)交付時に、保健師等が面接相談を実施し、妊婦の不安解消を図ります。また、医療機関と連携してハイリスク妊婦の把握に努め、安心して妊娠期を過ごし、安全に出産できるよう適切な支援を行います。	健康推進課
妊婦健康診査の実施	妊婦健康診査への助成を行い、医療機関が妊娠の経過を確認し、異常の早期発見及び早期治療につなげます。	健康推進課
妊婦教室の開催	妊婦教室を開催し、妊娠中の過ごし方や産後の心と体の変化など妊娠・出産についての正しい知識を学ぶことで、健やかに子どもを産み育てられるように促します。	健康推進課
産後うつ等の精神的ケア	産後直後から発生頻度が増す産後うつの対応は、産後の健康診査等の場の有効活用を図ることが効果的であるため、医療機関の協力を得ながら、早期からの支援を実施します。	健康推進課
子育て世代包括支援センターによる支援	妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行う拠点である子育て世代包括支援センターで、母子保健コーディネーター(保健師等)が妊産婦等に対してきめ細やかな支援を行います。また、産後ケア事業として、ショートステイやデイサービスを実施します。	健康推進課
妊娠・出産・産後を健やかに過ごすための相談支援	関係機関と連携し、妊娠・出産・産後の時期を安心して健やかに過ごせるよう、関係機関と連携し、迅速かつ適切な相談支援を行います。 また、核家族化、近隣における人間関係の希薄化等により、妊産婦や子どもとふれあう機会のないまま、親になるケースがあることから、子どもの発達・発育過程の知識や経験の不足に対する相談支援を行います。	健康推進課

妊娠・出産・産後に関する情報提供、啓発活動	妊婦やその家族に対して、不安を解消し、安心安全に出産・育児に臨めるよう随時情報を提供します。 また、本市の妊婦健康診査の結果で多い妊娠中の貧血や、年間約 35 件の死産があるなど、現状やリスクについて啓発し、安全に妊娠出産に臨めるよう促します。 さらに、妊婦にやさしい環境づくりの推進として、職場や公共施設等でのマタニティマークの普及啓発や働く女性の母性健康管理の推進(母性健康管理指導連絡事項カードの普及等)について、社会に向けて情報発信していきます。	健康推進課
------------------------------	--	--------------

(1-2) 妊産婦等の心身の健康に対する支援体制の充実

	施策概要	担当課等
不妊(不育)相談・不妊治療費助成事業	不妊治療の一部助成や、不妊・不育に関する相談等を実施し、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。	健康推進課

【施策 2】 子どもの健やかな成長発達への支援

乳幼児健康診査などの母子保健事業を通じ、成長発達の的確な評価を行い、必要に応じて適切な医療や保健指導につなげます。また、子どもの心身の状態や発達・発育の偏り、親の育児経験不足などから、子どもの育てにくさを感じる等、支援が必要な家族に対しては、安心して育児ができるよう関係機関と連携して継続的に支援するとともに、子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくりに努めます。

(2-1) 乳幼児期の健康管理体制の充実

施策概要		担当課等
乳幼児健康診査(2 週間、1 か月、3 か月、7 か月、1 歳 6 か月、3 歳、5 歳)の実施	乳幼児健康診査を実施し、疾患や障害の早期発見につなげるとともに、育児不安を解消する場や交流の場として活用します。また、医療機関と連携し、適切な医療・療育が受けられるよう支援します。	健康推進課
育児相談の充実	育児不安の背景には、少子化や核家族化、雇用形態の多様化など母子を取り巻く環境の変化に伴い、親の孤立や、支援者不在による育児負担等があります。子育て世代の親を孤立させない支援体制の整備と、育児を親だけの負担にせず社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、支えていく環境づくりに努めます。 そのために、育児不安を解消する場や交流の場としての需要が高い育児相談の場の充実を図ります。また、育児不安を抱える母親やその家族の様々な子育てに関する悩みに対応できるよう、随時、電話や訪問等により支援します	健康推進課
離乳食教室の開催	離乳食の大切さや、子どもの発達に合わせた離乳の進め方、離乳食の作り方が学べるよう、栄養士が支援します。	健康推進課
母子保健推進員やあかちゃん訪問員の活動への支援	地域あるいは民間団体やNPO 等による子育て支援のための拠点やピアサポート等を活用し、育児について親同士で対話する機会や育児不安について育児経験者と一緒に考える機会を設けることで、育児に関する負担感を親だけで抱えず地域全体で育児を支えることができる体制を整えます。 そのために、子育ての孤立を防止し、育児不安の解消を図る母子保健推進員やあかちゃん訪問員の活動を支援します。また、研修を定期的に開催し資質の向上を図ります。	健康推進課
こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)の実施	生後 4 か月までの乳児がいる家庭を対象にあかちゃん訪問員等が訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うことで乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	健康推進課 こども福祉課

ハートつながる ブックスタートの実施	こんにちは赤ちゃん事業による訪問に併せ、一人ひとりに「ブックスタートパック」を贈り、絵本とふれあうことや読み聞かせの大切さを伝えます。また、市民を挙げて赤ちゃんの誕生を祝い、地域みんなで子育てを応援しているという機運を高めるため、絵本は市民の手づくりの袋に入れて贈ります。	健康推進課 こども福祉課 図書館
子どもの事故防止の 啓発	誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故について、子育てメールやパンフレット等で情報提供し、事故予防を啓発します。特に、本市では育児期間中に家族が喫煙する家庭が多く、たばこの誤飲など事故防止の周知啓発に努めます。	健康推進課
乳幼児突然死症候群 (SIDS)の啓発	乳幼児突然死症候群(SIDS)の危険因子の1つとされるたばこの煙を吸わない対策など、乳幼児のいる家族が、SIDSの予防に努めるよう普及啓発を行います。	健康推進課

(2-2) 育てにくさを感じる親により添う支援

施策概要		担当課等
要支援児・要支援家庭の早期発見と早期支援	障害の原因となる疾病や事故の予防、早期発見のための乳幼児健康診査の充実及び発見後の支援を関係機関と連携して行います。	特別支援教育推進室 健康推進課 障害福祉課
育てにくさを感じる親への早期支援体制の整備	親が子どもの育てにくさを感じる原因として、子どもの心身の状態や発達・発育の偏り、疾病、親の育児経験や知識の不足によるもの、親の心身状態等の不調によるもの、家庭や地域など親子を取り巻く環境や支援の不足によるものなどがあります。育てにくさを感じる親に対して、原因を見極めながら早期に支援できる体制を整備します。 また、育児をする親が孤立しないよう、関係する専門機関と連携して支援します。	健康推進課
療育相談会と総合療育システム会議の活用	児童相談所が、心身に障害がある(疑いのある場合を含む)乳幼児を対象に開催する療育相談会と総合療育システム会議を活用し、医療・保健・福祉・教育等の関連機関が相互に連携を図りながら、適切な助言・指導や障害の状況に適した治療及び療育を実施します。	障害福祉課 健康推進課
子育て世代包括支援センターによる支援(再掲)	妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行う拠点である子育て世代包括支援センターで、母子保健コーディネーター(保健師等)が妊産婦等に対してきめ細やかな支援を行います。また、産後ケア事業として、ショートステイやデイサービスを実施します。	健康推進課

発達障害児への支援ボランティアの養成	校区において発達障害児支援ボランティア養成講座を開催し、発達障害に関する地域住民の理解を深め、地域の支援体制の構築を図り、特性を理解した支援ができる支援ボランティアを養成します。	特別支援教育推進室 健康推進課
--------------------	---	--------------------

(2-3) 児童虐待防止対策の充実

施策概要		担当課等
養育支援が必要な家庭に対する支援の充実	健康診査の実施や関係機関との連携の中で、養育支援が必要な子とその家族を早期に把握し、個々に合った支援を行います。	家庭児童相談室 健康推進課 学校安心支援室
妊娠期からの早期支援の実施	0歳0か月児の虐待による死亡事例は多く、妊娠期から出産・育児に至るまで、切れ目のない相談・支援が必要です。そのため、医療機関等の関係機関と連携を密にし、妊娠期からいつでも相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。 虐待のリスクが高いとされる特定妊婦(望まない妊娠や問題を抱える妊婦等)に対する相談体制を充実し、継続して支援します。 また、赤ちゃんが泣きやまないことのストレスなど、ごく普通の家庭に存在する育児不安や育児ストレスといった因子が背景となる「乳幼児揺さぶられ症候群」についての知識をすべての親が認識するとともに、赤ちゃんが泣きやまない時の対処行動について広く啓発します。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問の実施	生後4か月までの乳児がいる家庭をあかちゃん訪問員等が訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うことで乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。 また、支援が必要な家庭には、保健師等が中心となって関係機関と連携し、引き続き定期的な支援を行っていきます。	健康推進課

(2-4) 障害児支援、施策の充実

施策概要		担当課等
子どもの障害の程度に応じた支援体制	幼稚園、保育所、託児所における障害の程度に応じた指導内容の充実や、福祉・医療機関等との連携による教育相談体制の整備を図ります。また、発達相談会を実施し、就学に向けての支援を実施します。	特別支援教育推進室 健康推進課
障害児支援情報共有システムの構築	乳幼児期からの障害児に関する情報を集約する個別支援手帳(パーソナル手帳)を作成し、情報共有による一貫した継続的な支援を行います。	障害福祉課健康推進課 特別支援教育推進室
発達障害児への支援ボランティアの養成(再掲)	校区において発達障害児支援ボランティア養成講座を開催し、発達障害に関する地域住民の理解を深め、地域の支援体制の構築を図り、特性を理解した支援ができる支援ボランティアを養成します。	特別支援教育推進室 健康推進課 障害福祉課

【施策3】 思春期からの健康づくりへの支援

児童・生徒自らが心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、教育機関と連携し、タバコ・アルコール・薬物、性や性感染症等の正しい知識を普及啓発します。

また、保護者や教育機関、医療関係者と連携して相談支援体制を構築します。

(3-1) 喫煙防止、飲酒禁止、薬物乱用防止教育の充実

施策概要		担当課等
喫煙防止、飲酒禁止、薬物乱用防止に関する情報提供、啓発活動	たばこ事業法の改正（広告規制の強化）や成人識別機能付自動販売機の導入等により、未成年の喫煙は減少傾向にあります。家族に喫煙者がいると喫煙への抵抗感が薄らぐため、大人も子ども一緒に喫煙防止について考える必要があります。 また、喫煙は飲酒や薬物とも関わりが深いと言われており、特に、体と心を形成する思春期で正しい知識を習得し、正しい判断ができるよう環境を整えることが大切です。 喫煙・飲酒・薬物乱用が成長発達へ及ぼす有害性について、関係機関と連携し、パンフレットやホームページ、周知強化月間中のPR活動等を通じて広く啓発します。	健康推進課 学校安心支援室
小・中学校における喫煙防止や薬物乱用防止の教育の充実	小学校や中学校における喫煙防止教育や薬物乱用防止教育について、講座開催の支援や教材の提供など、医療・保健等の関係機関と連携・協力を図りながら実施します。	学校教育課

(3-2)性に関する教育の充実

施策概要		担当課等
性や性感染症等に関する正しい知識の普及と性に関する問題についての意識啓発	10代での思春期保健対策は次世代の健康づくりに直結する重要な課題です。自分の身体、命を大事にし、男女が互いの人格を尊重し、認め合う感性を育てるため、学校保健や医療機関等の関係機関と連携し、発達段階に応じた性や性感染症に関する正しい知識の普及に努めます。 また、妊娠・出産の低年齢化がみられ、生まれた子への支援のみならず、若くして親になった父母への育児支援や自立に向けた支援のあり方も喫緊の課題となっています。 さらに、妊婦・出産の高齢化への対策の一つとして、思春期から妊娠・出産についての正しい知識の普及・啓発も必要で、今後、性に関する問題や支援の推進についても、教育機関や医療関係者と連携し、体制づくりに努めます。	学校教育課 健康推進課

(3-3)こころの問題への対応の充実

施策概要		担当課等
相談体制の充実	学童期、思春期における心の問題について、相談の充実を図るとともに、適切な相談窓口を紹介し、関係機関との連携に努めます。 10代の自殺や思春期やせ症の低年齢化は、全国的に大幅な増加がみられ、複雑多岐にわたるアプローチが求められています。このため、教育機関、医療関係者、行政等の関係機関との連携は不可欠です。今後、各機関との連携の仕組みづくりを含め支援方法等について検討します。	健康推進課 学校安心支援室

【施策 4】歯・口腔の健康づくりと食育の推進

子ども及び妊産婦に対して、生涯にわたる健康づくりの基本となる「歯及び口腔の健康保持」「食」の大切さを啓発します。また、子どもについては学校保健等、妊産婦については医療機関と連携し、適正な食生活や体重管理の重要性についても広めていきます。

(4-1) 食に関する情報提供、啓発活動の充実

施策概要		担当課等
歯及び口腔の健康の保持	3 歳児健康診査時にう歯が急激に増加しており、う歯の予防と早期発見・早期治療に努められるよう環境を整えます。 そのためには、乳幼児期から継続した歯及び口腔の健康の保持が重要であることから、健康診査や育児サークルなどの場を活用して、歯科保健指導を推進します。 また、妊娠中の歯周疾患検診費用の助成を行い、妊婦及び胎児の歯及び口腔の健康の保持の重要性も啓発します。	健康推進課

(4-2) 歯・口腔に関する情報提供、啓発活動の充実

施策概要		担当課等
保育所・幼稚園における食育の推進	保育所や幼稚園において、食育に関する啓発資料を配付するとともに、関係課の講座などを活用した保護者への啓発を行います。	健康推進課 こども福祉課
小・中学校における食育の推進	小学校や中学校において食育に関する啓発資料を配付するとともに、関係課や子育てを支援する地域・団体と連携して啓発を行います。	学校教育課 健康推進課 農林振興課
地域における食育の推進	食育に関する地域のボランティア団体等と連携し、朝ごはん摂取の推進や地産地消・郷土料理など各料理教室の開催を通じて食育を推進します。	健康推進課
企業との連携による食育の推進	企業と連携して生産・流通の情報発信や食体験のイベント開催などによる食育の啓発を行います。	健康推進課
正しい食生活の習慣づくり	思春期に特有のやせや肥満などに対する正しい情報を発信します。また、「早寝・早起き・朝ごはん」を定着させ、正しい食生活を習慣づけることで健康な心身をつくれます。 さらに、宇部市食育推進計画に基づき、食生活、運動、歯の健康、また、休養、飲酒、喫煙その他の生活習慣に関する正しい知識を普及し、健康な生活習慣に対する関心と理解を深めるよう努めます。	健康推進課

【施策 5】 小児医療の充実

乳幼児健診により疾病等を早期発見し、適切な医療につなげます。

全ての子どもたちが的確に医療を受けられるよう、小児科や子どもの疾病にかかわる診療科、関係機関が連携し支援できる環境を整えます。また、治療中・入院中の子どもが、退院後も安心して地域で生活できるよう、関係機関のネットワークの構築に努めます。

休日・夜間の小児救急医療については、関係機関と連携し医療を充実します。また、夜間・救急時に相談できる小児救急医療電話相談（＃8000）を広く啓発します。

感染症予防については、予防接種の意識向上を図り接種率の向上に努めます。

（5-1）小児医療の充実

施策概要		担当課等
休日・夜間の小児救急医療の充実	休日・夜間救急診療所の小児救急医療科の受診者数は減少傾向にありますが、引き続き注視が必要です。 休日及び夜間の小児救急医療について、宇部市休日・夜間救急診療所をはじめとした一次、二次、三次救急医療の連携を図ります。	健康推進課
小児救急医療電話相談（＃8000）の啓発	夜間、子どもの急な病気で不安になった時に、子どもの親や家族の不安の緩和を図り、適切な医療受診につなぐための相談機関である、小児救急医療電話相談（＃8000）を広く啓発します。 また、それを機会に適切な医療受診についても周知し、親子が安心できるよう努めます。	健康推進課
予防接種への意識の向上	小児科医と連携し、乳幼児の健康診査を通じて、予防接種の必要性について市民意識の向上を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨に努めます。また、法定外予防接種（任意接種）費用の一部助成等、感染症予防対策を進めます。	健康推進課
未熟児・低出生体重児への支援	医療機関など関係機関と連携し、未熟児・低出生体重児とその家族に対する支援を継続的に行います。 また、低出生体重児の問題は成人期の生活習慣にも関連性が高いことが示唆されているため、出産を希望する女性の健康問題として、標準体重の維持、喫煙、飲酒等、個々の生活習慣を見直すなど、世代を超えた健康対策が必要です。 近年、早期産児や極低出生体重児等の救命率が上がっていることなどから、何らかの病気や障害を抱えながら生活する子も増えています。医療機関での入院治療を終えた子とその家族が安心して地域で生活できるよう、地域における資源やサービスを活用し支援します。	健康推進課

宇部市の母子保健体系（妊娠時～就学時）

